

国立大学法人東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所テニユア・トラック制規程

〔平成20年 6月12日〕
規則第 42 号

平成25年 4月11日アジア・アフリカ言語文化研究所規則第 3号
平成27年 3月12日アジア・アフリカ言語文化研究所規則第13号
平成30年 1月18日アジア・アフリカ言語文化研究所規則第 1号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所（以下「研究所」という。）の若手研究者に対しテニユア取得のインセンティブを与えることにより、優れた人材を育成し、研究所の研究環境の活性化と研究水準の向上を図ることを目的として導入するテニユア・トラック制に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) テニユア 定年までの身分を保有する権利をいう。
- (2) テニユア・トラック制 テニユア・トラック期間において裁量ある自立した研究者としての経験を積み、厳格な審査を経て研究業績及び研究者としての資質・能力が高いと認められた場合に、テニユアを取得できる制度をいう。
- (3) テニユア審査 テニユアを付与するための一連の審査及び審議をいう。

(適用対象者)

第3条 テニユア・トラック制の適用対象者は、助教とする。

(テニユア・トラックの期間)

第4条 テニユア・トラックの期間は、助教として採用された日から5年間とする。ただし、第5条に規定するテニユア審査を経て、テニユアを取得した場合は、テニユアが適用された日をもって終了する。

(テニユア審査)

第5条 テニユア審査の対象となる助教は、採用後3年を経過した者とする。

- 2 所長は、前項に掲げる当該助教にテニユア審査を受ける意思の有無を確認しなければならない。
- 3 所長は、第6条に定める審査委員会が審査した審査の結果に基づき、教授会にテニユアの付与を発議しなければならない。
- 4 所長は、テニユアの付与が教授会において可決されたときは、学長に上申するものとする。
- 5 テニユア審査の結果、テニユアが付与された助教は、准教授への昇任が承認されたものとみなす。
- 6 テニユア審査の結果、テニユアの付与が否決された助教については、本人が希望すれば、翌年度に再度テニユア審査を受けることができる。

(審査委員会の任務)

第6条 所長は、前条第2項において、テニユア審査を受ける旨の意思確認をした場合は、教授会の承認を得て、直ちに審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、当該助教について審査を行い、その結果を教授会に報告しなければならない。
- 3 委員会は、審査に当たり、当該助教の研究業績及び研究者としての資質・能力に関する評価を外部有識者1名以上に求めなくてはならない。
- 4 委員会は、審査に必要な資料(略歴・業績一覧等)を当該助教に求め、必要に応じて口頭試問を行うことができる。
- 5 委員会は、審査に当たり、他の教員の意見を聴くことができる。

(審査委員会の構成)

第7条 委員会は、教授会において互選された者5名をもって組織する。

- 2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。ただし、委員長は、教授をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 委員会は、構成員の4名以上の出席がなければ議事を開くことができない。
- 5 委員会の議決は、出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

(庶務)

第8条 委員会に関する庶務は、研究協力課において処理する。

(細目)

第9条 この規程に定めるもののほか、テニユア・トラック制に関して必要な事項は、教授会の議を経て所長が定める。

(規程の改正)

第10条 この規程の改正は、教授会において出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行し、改正後の国立大学法人東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所テニユア・トラック制規程の規定は、平成25年4月1日から適用する。
- 2 この規程の施行前に採用された助教については、第5条の規定にかかわらず、採用後2年が経過し、企画運営委員会委員1名以上からの推薦があり、企画運営委員会及び教授会で審査対象者としての承認を得た場合は、テニユア審査を実施するものとする。
- 3 前項に定める助教が採用後3年を経過した場合にあっては、改正後の国立大学法人東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所テニユア・トラック制規程の規定により

テニユア審査を実施するものとする。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行前に採用された助教については、本人が希望する場合、採用時に定められていた規程による審査を受けることができるものとする。